

京都市防鳥用ケージモニター調査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が収集する家庭ごみの集積場所（概ね5世帯以上の世帯が家庭ごみを排出する場所）のうち、私有地に設置されているもの（以下「調査対象定点」という。）において、防鳥用ケージを貸与のうえモニター調査を実施し、カラスなどの鳥類や風雨などによるごみの散乱被害に対する防鳥用ケージの効果や管理上の課題、収集作業への影響等を検証することを目的とする。

(対象者)

第2条 モニター調査への協力の対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 調査対象定点を利用している者又は当該調査対象定点が設置されている私有地の所有者、占有者若しくは管理者
- (2) 防鳥用ケージの使用に当たり、歩行者、自転車、自動車等の通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、収集作業終了後は速やかに防鳥用ケージを折り畳んだうえ片付け、目的外使用、紛失、盗難、破損等のないように善良な管理者の注意を持って管理し使用することができる者
- (3) 事業開始から1箇月、6箇月及び1年を経過する都度に、本市が実施するアンケート等の調査に協力できる者

(モニター調査への応募)

第3条 第2条の規定を満たす者のうち、防鳥用ケージのモニター調査への協力を希望する者（以下「申請者」という。）は、使用責任者を定め、市長に「京都市防鳥用ケージモニター応募申請書」（第1号様式）を提出するものとする。

(モニターの決定及び申請結果の通知)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、調査対象定点の所在地及び周辺環境などを確認し、適当と認める場合は、申請者をモニター調査に協力する者（以下「モニター」という。）として採用することを決定し、防鳥用ケージを無償で貸与するものとする。

- 2 モニター調査の実施数は、予算の範囲内において、十分な調査結果が得られるよう、概ね70箇所とし、応募多数の場合は先着順とする。
- 3 市長は、第1項の結果について、「京都市防鳥用ケージモニター決定通知書」（第2号様式）により、申請者にその結果を通知する。
- 4 市長は、前条の申請について、モニター調査を実施することが適当と認められない場合は、「京都市防鳥用ケージモニター不採用通知書」（第3号様式）により、申請者へ通知を行う。
- 5 第3項の通知を受けた申請者は、防鳥用ケージを受領するに当たり、「京都市防鳥用ケージ貸与物品受領書兼誓約書」（第4号様式）を本市に提出するものとする。

(モニター調査に係る防鳥用ケージの貸与期間)

第5条 モニター調査のために防鳥用ケージを貸与する期間は、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間とする。

(貸与する防鳥用ケージの種類及び個数)

第6条 貸与する防鳥用ケージは、別に定めるもののうち、申請者が選択したものとする。ただ

し、調査対象定点の状況を踏まえて、申請者が選択したものを市長が不相当と認める場合は、この限りではない。

- 2 防鳥用ケージの貸与は、調査対象定点1箇所につき1個を原則とする。ただし、調査対象定点のごみの排出規模その他の事由により、市長が特に必要があると認めるときは、3個まで貸与することがある。

(防鳥用ケージの貸与条件)

第7条 モニター及び使用責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第2項及び第3項の規定を遵守すること。
- (2) 当該調査対象定点を利用する世帯の協力の下、常に防鳥用ケージを清潔に保ち、丁寧に扱うものとし、適切に管理すること。
- (3) 防鳥用ケージの目的外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- (4) 防鳥用ケージの使用に際して生じた事故及び損害などについては、全て自己の責任において処理すること。
- (5) 防鳥用ケージの修繕などに必要な費用については負担すること。なお、修繕ができない破損などの事由により貸与した防鳥用ケージが使用できなくなったときは、モニター調査は終了することとし、交換は行わないものとする。ただし、モニター、使用責任者その他当該防鳥用ケージを使用する者の責めに帰す事由がないと市長が認める場合はこの限りではない。
- (6) その他本市の指示に従うこと。

(モニター調査の中止)

第8条 市長は、モニター又は使用責任者が前条の規定に違反したときは、当該モニター又は使用責任者に係るモニター調査を中止し、防鳥用ケージの貸与を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項によりモニター調査の中止を決定した場合は、「京都市防鳥用ケージモニター調査中止決定通知書」(第5号様式)により、モニターに通知する。

(届出事項)

第9条 モニターは、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 貸与期間中に、モニター調査に協力できなくなった、防鳥用ケージを管理できなくなった等の理由により、返還するとき。
 - (2) 貸与期間中に防鳥用ケージを紛失(盗難を含む。)したとき。
 - (3) 使用責任者を変更するとき。
- 2 前項に該当する場合は、「京都市防鳥用ケージモニター調査に関する届出書」(第6号様式)により届け出なければならない。

(モニター調査終了後の防鳥用ケージの扱い)

第10条 モニターが令和3年11月30日の期間満了までモニター調査に協力した場合は、京都市公有財産及び物品条例第11条の規定により、当該防鳥用ケージをモニターに無償譲渡することができることとする。

(損害賠償)

第11条 モニター又は使用責任者は、故意又は重大な過失により、貸与を受けている防鳥用ケージに損害を与えた場合は、当該防鳥用ケージの適正な評価額による代価、又はその一部を賠

償しなければならない。

(免責)

第12条 防鳥用ケージの貸与中、この使用に起因して生じた事故及び損害などについては、本市は責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

京都市長 あて

申請者氏名
(フリガナ)

住 所 区

電話番号 ()

京都市防鳥用ケージモニター応募申請書

私は、京都市防鳥用ケージモニター調査実施要綱の貸与条件等を理解したうえで遵守し、次のとおり京都市防鳥用ケージモニター調査のモニターに応募します。

1 貸与を申請するケージのタイプ タイプ

2 サイズ サイズ

※現地の状況に応じて、ケージのタイプやサイズの変更をお願いする場合があります。

3 使用責任者（申請者と同じ場合は省略可）

(氏名)

(住所) 区

(電話番号) ()

4 使用する家庭ごみの集積場所（定点）

(所在地) 区

(使用世帯数) 世帯 (概数で結構です。)

※所在地の正確な地番などが分からない場合は、目印となるもの（例：「〇〇様宅脇」、「××駐車場前」など）を記載してください。

＜使用する家庭ごみの集積場所（定点）の概要地図＞※裏面もご利用ください。

5 集積場所（定点）のある私有地に対する申請者の区分

利用者 管理者 所有者又は占有者 その他 ()

6 所有者又は占有者の同意 ※申請者が所有者又は占有者本人の場合は、不要です。

防鳥用ケージを上記集積場所（定点）に設置することについて、当該土地の所有者又は占有者の同意を得ています。

届出受理年月日	受領者印	調査票番号
・ ・		—

令和 年 月 日

(申請者名) 様

京都市長 (市長名)

京都市防鳥用ケージモニター決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市防鳥用ケージモニター調査のモニター応募につき、モニターとして採用することが決定しましたので通知します。

なお、防鳥用ケージの使用に当たっては、京都市防鳥用ケージモニター調査実施要綱の貸与条件等を遵守いただきますようお願いいたします。

1 ケージのタイプ タイプ

2 ケージのサイズ サイズ () 個 サイズ () 個

京都市折り畳み式防鳥用ケージモニター調査実施要綱<抜粋>

(対象者)

第2条 モニター調査への協力の対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 調査対象定点を利用している者又は当該調査対象定点が設置されている私有地の所有者、占有者若しくは管理者
- (2) 防鳥用ケージの使用に当たり、歩行者、自転車、自動車等の通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、収集作業終了後は速やかに防鳥用ケージを折り畳んだうえ片付け、目的外使用、紛失、盗難、破損等のないように善良な管理者の注意を持って管理し使用することができる者
- (3) 事業開始から1箇月、6箇月及び1年を経過する都度に、本市が実施するアンケート等の調査に協力できる者

(防鳥用ケージの貸与条件)

第7条 モニター及び使用責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第2項及び第3項の規定を遵守すること。
- (2) 当該調査対象定点を利用する世帯の協力の下、常に防鳥用ケージを清潔に保ち、丁寧に扱うものとし、適切に管理すること。
- (3) 防鳥用ケージの目的外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- (4) 防鳥用ケージの使用に際して生じた事故及び損害などについては、全て自己の責任において処理すること。
- (5) 防鳥用ケージの修繕などに必要な費用については負担すること。なお、修繕ができない破損などの事由により貸与した防鳥用ケージが使用できなくなったときは、モニター調査は終了することとし、交換は行わないものとする。ただし、モニター、使用責任者その他当該防鳥用ケージを使用する者の責めに帰す事由がないと市長が認める場合はこの限りではない。
- (6) その他本市の指示に従うこと。

令和 年 月 日

(申請者名) 様

京都市長 (市長名)

京都市防鳥用ケージモニター不採用通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市防鳥用ケージモニター調査への応募につき、次の理由により、不採用となりましたので通知します。

<理由>

年 月 日

京都市長 あて

モニター氏名
(フリガナ)

住 所 区

電話番号 ()

京都市防鳥用ケージ貸与物品受領書兼誓約書

私は、京都市防鳥用ケージモニター調査の応募資格を全て満たしており、モニター調査で使用する以下の防鳥用ケージを受領しました。

- 1 ケージのタイプ タイプ
- 2 ケージのサイズ サイズ () 個 サイズ () 個

なお、次の事項を遵守することを誓約します。

- ・京都市防鳥用ケージモニター調査実施要綱の貸与条件等の関連項目
- ・応募資格を満たさなくなった場合又は貸与条件等の関連項目を遵守できなくなった場合は直ちに届け出ること。

京都市折り畳み式防鳥用ケージモニター調査実施要綱<抜粋>

(対象者)

第2条 モニター調査への協力の対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 調査対象定点を利用している者又は当該調査対象定点が設置されている私有地の所有者、占有者若しくは管理者
- (2) 防鳥用ケージの使用に当たり、歩行者、自転車、自動車等の通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、収集作業終了後は速やかに防鳥用ケージを折り畳んだうえ片付け、目的外使用、紛失、盗難、破損等のないように善良な管理者の注意を持って管理し使用することができる者
- (3) 事業開始から1箇月、6箇月及び1年を経過する都度に、本市が実施するアンケート等の調査に協力できる者

(防鳥用ケージの貸与条件)

第7条 モニター及び使用責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第2項及び第3項の規定を遵守すること。
- (2) 当該調査対象定点を利用する世帯の協力の下、常に防鳥用ケージを清潔に保ち、丁寧に取扱うものとし、適切に管理すること。
- (3) 防鳥用ケージの目的外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- (4) 防鳥用ケージの使用に際して生じた事故及び損害などについては、全て自己の責任において処理すること。
- (5) 防鳥用ケージの修繕などに必要な費用については負担すること。
なお、修繕ができない破損などの事由により貸与した防鳥用ケージが使用できなくなったときは、モニター調査は終了することとし、交換は行わないものとする。ただし、モニター、使用責任者その他当該防鳥用ケージを使用する者の責めに帰す事由がないと市長が認める場合はこの限りではない。
- (6) その他本市の指示に従うこと。

年 月 日

(申請者名) 様

京都市長 (市長名)

京都市防鳥用ケージモニター調査中止決定通知書

令和2年 月 日付け「京都市防鳥用ケージモニター決定通知書」につき、以下の理由により、貴殿の京都市防鳥用ケージモニター調査を中止することを決定しましたので通知します。貸与している防鳥用ケージについては、速やかにまち美化推進課まで返却してください。

<貸与取消決定理由>

年 月 日

京都市長 あて

届出者氏名
(フリガナ)

住 所 区

電話番号 ()

京都市防鳥用ケージモニター調査に関する届出書

京都市防鳥用ケージモニター調査に関して、以下のとおり届け出ます。

- 返還届** タイプ _____ サイズ () 個 _____ サイズ () 個
以下の理由により、貸与された防鳥用ケージを返還します。

<理由>

- 紛失届** タイプ _____ サイズ () 個 _____ サイズ () 個
以下の経過により、貸与された防鳥用ケージを紛失しました。

<経過>

- 使用責任者変更届**

以下の者に、使用責任者を変更します。

(氏名)

(住所) 区

(電話番号) ()

届出受理年月日	受領者印
・ ・	